

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 セコム株式会社

【英訳名】 SECOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 博

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中山 潤 三

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中山 潤 三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
セコム株式会社 大阪本部
(大阪市中央区北浜二丁目5番22号)
セコム株式会社 神奈川本部
(横浜市西区北幸二丁目10番39号)
セコム株式会社 中部本部
(名古屋市東区主税町二丁目9番地)
セコム株式会社 兵庫本部
(神戸市中央区栄町通二丁目5番1号)
セコム株式会社 東関東本部
(千葉県美浜区新港14番地2)
セコム株式会社 西関東本部
(さいたま市大宮区土手町二丁目15番1号)

1 【提出理由】

平成26年6月25日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金115円 総額25,100,671,075円

ロ 効力発生日

平成26年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長を、取締役社長のみから取締役会長または取締役社長が行えるよう変更する。

株主の皆様への利益還元之机を充実させるため、取締役会の決議により、剰余金の配当(中間配当)をすることができるようにする。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として飯田亮、前田修司、伊藤博、中山泰男、安齋和明、中山潤三、古川顕一、吉田保幸、布施達朗、廣瀬篁治、澤田貴司の11名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-------|------------------|
| 第1号議案 | 1,539,397 | 81,783 | 3,863 | (注) 1 | 可決(94.22%) |
| 第2号議案 | 1,575,147 | 46,033 | 3,863 | (注) 2 | 可決(96.41%) |
| 第3号議案 | | | | (注) 3 | |
| 飯田 亮 | 1,602,055 | 11,325 | 11,656 | | 可決(98.05%) |
| 前田 修司 | 1,558,287 | 56,063 | 10,685 | | 可決(95.37%) |
| 伊藤 博 | 1,595,459 | 18,891 | 10,685 | | 可決(97.65%) |
| 中山 泰男 | 1,602,551 | 10,829 | 11,656 | | 可決(98.08%) |
| 安齋 和明 | 1,602,620 | 10,760 | 11,656 | | 可決(98.09%) |
| 中山 潤三 | 1,602,702 | 10,678 | 11,656 | | 可決(98.09%) |
| 古川 顕一 | 1,602,704 | 10,676 | 11,656 | | 可決(98.09%) |
| 吉田 保幸 | 1,602,657 | 10,723 | 11,656 | | 可決(98.09%) |
| 布施 達朗 | 1,602,674 | 10,706 | 11,656 | | 可決(98.09%) |
| 廣瀬 篁治 | 1,605,144 | 16,028 | 3,863 | | 可決(98.24%) |
| 澤田 貴司 | 1,605,189 | 15,983 | 3,863 | | 可決(98.25%) |

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 上記「賛成(個)」「反対(個)」「棄権(個)」は、当該総会前日までに行使された各議決権の数に、当日出席株主のうち各議案の賛否が確認できた株主の議決権の数を加算したものです。「賛成の割合」については、当日出席株主のうち賛否が確認できなかった株主の議決権の数も分母に加算して計算しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立いたしました。このため、当日出席株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数につきましては、賛否等の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。